

緑の風 FAX版



NO. 94 2019年3月8日 JR東労組

JR 東労組ホームページ

「働き方改革関連法」は、 労働者のための法案か？

2019年4月より施行される「働き方改革関連法」の中において、年次有給休暇(年休)の付与数が10日以上ある労働者が、年間に5日以上年休使用がない場合、会社が5日間の年休を時季指定しなければならないと義務づけられました。

JR東日本における平均年休取得日数は約18日と高い率ですが、5日以上年休を時季指定しない社員も700名ほど存在するとのこと。このような場合に、年度終わりに年休を取得しない社員に対しては、会社が時季指定することになります。本来であれば、労働基準法第39条で保証されている労働者の権利として、すべての社員が当該年度に所有している年休をすべて時季指定し消化することが理想です。

しかし、現実には要員需給の問題などによって、休日出勤により業務を回している職場も多く存在しています。年休取得状況を把握し、検証をしながら、適正要員の確保を含めた職場環境の改善に向けなければなりません。そして、その実現に向けて重要なのは、労働組合の団結力です。

本部主催「春闘セミナー」、総連主催「学習会」では、「働き方改革関連法」は、労働者のためのものではなく、財界を利するためといわれています。

労働者の利益を守るため、JR東労組へ結集しよう！

労働組合の存在意義を仲間と論議して、
労働者の権利を守り抜こう！！